徳島県告示第五百五十四号

するとともに、当該届出を縦覧に供する。 ったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出があ 次のとおり公告

月二十八日までに、 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十八日から令和八年二 なお、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 県に対し、 次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	二番一号	
髙橋 維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六	株式会社しまむら
代表者の氏名	住所	氏名又は名称

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハ 디 ズ国府店B敷地

所在地 徳島市国府町観音寺字弐反田六二四番地一ほか

3

変更事項

者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

変更前

株式会社しまむら 氏名又は名称 二番一号 埼玉県さい たま市大宮区北袋町一丁目六 住所

鈴 木

代表者の氏名

変更後

	二番一号	
髙橋 維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六	株式会社しまむら
代表者の氏名	住所	氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

っては代表者の氏名 変更前

	株式会社しまむら	氏名又は名称
二番一号	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六	住所
	鈴木 誠	代表者の氏名

変更後

幺	一歩三歩でしたまでフ吾じす名冊一・手フ	村子名やしますと
1111 1111 1111 1111	一奇玉景之,这是伟大喜玄比娄叮一丁目之	一株だ会社しまごう
()	, 1	
代表者の氏名	住所	氏名又は名称
1 7 EX 2) : - 7, 1		

4 変更年月日

令和七年五月十六日

届出年月日

令和七年九月三十日

届出の縦覧

縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島

県経済産業部企業支援課ホームページ

意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項 縦覧の期間 令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで

意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二 二三六七

意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

意見の内容

 (\equiv) 意見を述べる理由

3 その他

支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ において公告の日から一月間縦覧に供する。 提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、 徳島県経済産業部企業